

ガイドライン推進宣言事業所ステッカーの交付について

ガイドラインに基づき、自ら適切な感染拡大予防対策に取り組むことを宣言する京都府内の事業者に対し、経済団体等より標記ステッカーを交付し、オール京都で感染拡大予防の取組みを促進する。



1 事業主体

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進京都会議

（京都商工会議所、京都工業会、京都経済同友会、京都経営者協会、
京都府中小企業団体中央会、京都府商工会連合会、京都府観光連盟、
京都市観光協会、京都府、京都市）

2 対象事業者等

- ① ガイドライン遵守を宣言した京都府内企業、個人事業主（暴力団関係、性風俗店除く）
- ② 京都府新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援補助金交付事業者
- ③ 京都府、京都市、府内市町村の文化、スポーツ等の住民利用施設

3 ステッカー交付の流れ

- ① 各事業者において、ガイドライン※に基づく新型コロナウイルス感染症対策を実施
 - ※ ガイドラインは次のいずれかを選択
 - ア 業種別ガイドライン
(内閣府HP <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200713>)
 - イ より一層安心・安全な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言（ガイドライン）
 - ウ 京都府「感染拡大防止ガイドライン（例）（標準的対策）」
(京都府HP https://www.pref.kyoto.jp/documents/guideline_rei_200618.pdf)
- ② 各事業者が次の方法によりガイドライン遵守等を宣言してステッカーを入手
 - ア 経済団体等の窓口で申込書を提出し、ステッカー（直径 113mm 円形のシール）を受け取る。
 - イ 京都会議 HP で申込み、ステッカー（PDFデータ）を印刷する。

4 問合せ先

中小企業緊急経営支援コールセンター

TEL 0120-555-182（平日9:00～17:00）

5 スケジュール

令和2年7月29日（水） プレスリリース

令和2年7月30日（木） 窓口申込開始、コールセンター開設、HP開設

令和2年8月6日（木） HP申込開始